平成２８年（フ）第２５号
京都府舞鶴市字上福井574番地の３
債務者　渡邊　靖之
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
京都府舞鶴市字上安219番地３―203号
債務者　櫻井　貴子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
香川県高松市多賀町３丁目２番７―202号
コート多賀１
債務者　岩部　潔彦（旧姓宮字地）
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２７号
香川県小豆郡小豆島町福田甲628番地２
債務者　石床　文広
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８４号
岡山県倉敷市真備町箭田1265番地１　エスポワールアムール101
債務者　小出　康文
1　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
北海道苫小牧市啓北町２丁目１番１号　啓北アパート101
債務者　相馬　幸子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第９８号
福島市大笹生字荒田２番地の24
債務者　清野　雄子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第５３号
福島県いわき市小名浜岡小名字猿網51番地の３
債務者　酒谷　麻未
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第７３号
長野県上田市前山182番地14
債務者　小林　清春
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第８１号
長野県上田市中野206番地１　県住48―77
債務者　田中日出夫
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第３１６０号
大阪府豊中市宮山町３丁目５番９号
債務者　川口　雄介
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１７９号
大阪市大正区泉尾７丁目13番１―613号
債務者　溝渕　浩太
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２０５号
大阪市北区豊崎４丁目２番11―502号
債務者　万代　良重
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５５３号
大阪府門真市江端町11番１―129号
債務者　峠本　里実
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５８２号
大阪市東住吉区中野３丁目１番11―405号
債務者　夫　　允弘
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７３６号
大阪府枚方市山之上３丁目３番15号
債務者　山根　沙織
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７８９号
大阪市福島区鷺洲２丁目13番10―202号
債務者　小倉　英樹
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部